

論文

戦前農村部における託児所の奨励と普及活動  
—山中六彦『保育事業と農繁託児所』の検討を通して—

相楽 真樹子

(受理日：2022年7月25日)

Dissemination and Enlightenment Activities of Daycare Centers in Prewar Rural Areas:  
Through the Examination of *Childcare Business and Agricultural Nursery Center* by  
Rokuhiko Yamanaka

Makiko SAGARA

要旨

本稿は、大正末期から昭和初期における山口県内の農繁期託児所の奨励と普及活動の実際について明らかにすることを目的として、山口県社会事業協会発行のパンフレット及び山中六彦の著書や業績等を検討した。結果として、山口県は、他県に先駆けてパンフレットによる農繁期託児所の普及活動を開始した県であり、すでに1920年代より山口県社会課及び山口県社会事業協会から農村社会事業を含めた農繁期託児所に関する奨励がなされていたこと、普及の手立てとして『山口県社会時報』『社会業書』などの印刷物を発行、「山口県社会事業大会」の継続開催が社会事業普及の方策とされていたことが分かった。また、教育者として、そして社会事業家として活躍していた山中六彦の代表作『保育事業と農繁託児所』を検討した結果、山中は、農繁期託児所事業の提唱を試み、「児童保護の最低標準」として農繁期の子どもをいかに救済すべきか考えていたこと、更に、幼稚園長や小学校校長を経て田部高等女学校校長職に就いていたことから高等女学校において小学校教員や女生徒と共に農繁期託児所を継続的に実施・運営、この実践をモデルとして保育論を説き、著述や県内各地への講習会、さらには他県へ出向きその普及に邁進していた。以上のことにより、山口県内では早期より着実に農繁期託児所が増加し、毎年継続して保育が実施されるようになったことが明らかとなった。

キーワード：農繁期託児所、パンフレット、普及活動、児童愛護、保育日誌例

はじめに

戦前農村部における託児所とは、農繁期託児所あるいは農繁託児所、季節託児所ともよばれ、常設の託児所とは異なり、農業の繁忙期に一定期間のみ開設された保育施設である。保育事業が本格的に制度化されたのは戦後であるが、それまでの日本は、近代においては、西洋の文化が輸入され都市部を中心に産業革命が始まり、都市部と農村部との間にはかなりの格差が広がっていた。同時に、度重なる戦争や世界恐慌の影響による不況の波が押し寄せ人々の生活が不安定な状態に陥り、長引く飢饉等による食糧不足、乳幼児の死亡率の

高さなど、戦前日本の国民の生活は決して安定しておらず、特に農村地帯の人々の生活は苦しい状況が続いていた。そのような時代背景や社会情勢の中で地方の農村から発生し、全国的に広まっていった農繁期託児所が、本格的に国の事業として発展するまでにはかなりの時間を要したが、そこには、篤志事業から徐々に国が支える事業へと変化していく過程があり、それは、1930年に国が打ち出した家庭教育政策の流れを受けて、児童保護から児童愛護と母性の教化へと国民の意識を変化させていく時代でもあった。現在までの農繁期託児所に関する先行研究の中でも戦前期に関するも

のを整理すると、農村社会事業の成立過程や保育問題<sup>1-6)</sup>、婦人団体事業<sup>7-9)</sup>や寺院関連事業<sup>10-11)</sup>、一定の地域<sup>12-19)</sup>に焦点を当てて描かれた研究などが見受けられる。これらの研究からは、戦前期において、一定の期間や地域における日本社会の情勢や背景から浮かび上がる農村部の諸問題に対して、どのような立場の人々が中心となって改善や解決に努めてきたのかについて知ることができるが、農繁期託児所の草創期ともいえる大正末期から昭和初期にかけての短い期間においてどのように農繁期託児所が社会事業として成り立ち普及が図られてきたのか、また、農繁期託児所を運営するにあたり刊行している実施要綱等について言及する研究は見当たらない。農繁期託児所の普及・発展の経緯については、大石茜（以下大石）の研究により理解が得られる。大石は、現存する全国の農繁期託児所に関するパンフレットを歴史史料として収集・整理し、「解説 農繁期託児<sup>20)</sup>」として「(1) 農繁期託児所とは(2) 農繁期託児所の揺籃期(1920年代)、寺院による設置、愛国婦人会による開設、朝日新聞社社会事業団による奨励、(3) 農村隣保事業としての農繁期託児所(1930年から1937年頃)、各道府県の取り組み」について時代に沿って示すとともに、農繁期託児所に関する初期の普及方法が主にパンフレットであることを明らかにしている。大正末期は、各道府県に社会課や社会事業協会が出来始めて管轄地域をリードする形で徐々に普及を開始していく流れが見えるが、興味深いのは、山口県社会事業協会が農繁期託児所の普及策としていち早くその運営や保育に関する内容を編集、パンフレット化していたことである。これは、社会事業協会を中心としてその活動に協力した人々によるものであり、当時の山口県の農村社会事業事情が背景にある。一方、山口県の農村社会事業や郷土史に詳しい杉山博昭（以下杉山）は、「山口県の保育及び社会福祉と山中六彦<sup>21)</sup>」の中で、山中六彦の生い立ちや教育者・社会事業家としての活動、農繁期託児所に関する業績などとともに山中の著書『農繁期託児所の経営法』『農繁期託児所の経営について』『保育事業と農繁期託児所』を紹介している。『農繁期託児所の経営法』は、大阪の朝日新聞社社会事業団

から、『保育事業と農繁期託児所』は、日本評講社よりが発行されており、『保育事業と農繁期託児所』の内容に関しては、山中六彦が自ら託児所を開設、実践記録やその他資料をもとに刊行したことをあげている。『農繁期託児所の経営について』は、『山口県教育』に「農村社会事業としての農繁期託児所の経営に就いて」と題して掲載された後に全国誌である『社会事業』に掲載された論考とほぼ同文であり、ラジオ放送をしたものの総合的記述であることから、杉山は、社会事業家としての山中六彦を高く評価している。しかしながら、『保育事業と農繁期託児所』に関しては、本文中に本人の著書として紹介こそされているもののそれ以上の言及はなく、その点より山中六彦の教育者として、そして社会事業家としての業績を検討する余地がまだあると考える。

そこで本稿では、現存する農繁期託児所のパンフレットのうち最も初期にあたる山口県社会事業協会が発行した農繁期託児所に関するパンフレットの詳細を明らかにするとともに、山口県の初期の農繁期託児所を運営し、その奨励と普及に努めた山中六彦の活動やその思想について、著書『保育事業と農繁期託児所』の内容を検討することで明らかにする。なお、本稿の構成であるが、1では、「解説 農繁期託児」に収められている大石の解説に依拠しながら、農繁期託児所の始まりから1937年頃までを概説する。そして、2では、戦前における山口県の農村社会事業と山中六彦について杉山の研究に依拠しながら説明を加える。また、3では、山口県における農繁期託児所普及のパンフレットの紹介と解説を行う。4では、山中六彦著『保育事業と農繁期託児所』の目次を記し、目次項目に沿ってその内容を紹介、解説を加えるとともに、農繁期託児所の一日と保育の内容の実際について検討することで、大正末期から昭和初期における山口県の戦前農村部の農繁期託児所の奨励と普及活動の実際を明らかにする。なお、農繁期託児所は、農繁期託児所・季節保育所、臨時託児所などさまざまな名称でよばれているが、本稿では、歴史史料から引用した部分以外はすべて農繁期託児所とした。

## 1. 農繁期託児所の始まりと普及活動

### (1) 各道府県のパンフレットによる普及活動

日本で最初の農繁期託児所は、1890（明治23）年に鳥取県において笈雄平が設立した託児所と言われている。そして、鳥取県に続き、1910（明治43）年に岡山県児島郡の共同組合による託児所、1916（大正5）年に三重県三重郡神前村に洗心保育園、1920（大正9）年には石川県能美郡国府村河田託児所、1921（大正10）年には滋賀県栗田郡瀬田町に菅野託児所および1921（大正10）年には愛媛県温泉郡湯山村の婦人会八百方会による託児所が設置された。農繁期託児所の設置にあたっては、各道府県や市町村において農繁期託児所の目的や運営の方法を記したパンフレットが作成されていたが、最も早い時期のパンフレットは、1925（大正14）年に発行された山口県社会事業協会『農繁期託児所』である。山口県は初期の頃から農繁期託児所の数が多い県であり、パンフレットは、具体的な実施要綱として作成され、実際に農繁期託児所に携わった小学校教員の意見をもとに編集されている。同県において初年度である1924（大正13）年に設置した五つの託児所が紹介され、いずれも小学校が経営主体となって設置されていた。また、岡山県では、岡山県社会事業協会の『連帯時報』七巻四号に掲載された「農繁託児所の実際」（1927）に農繁託児所の趣旨や経営方法の概要などが示され、岡山県社会課から単行のパンフレットとして刊行されたことから、大正末期頃にすでにパンフレットを通して農繁期託児所の普及活動が行われていたことが分かる。一方、奈良県による『農繁託児所』（天理大学所蔵）は、山口県のパンフレットを参考にしているようで内容が重複する部分が多い。昭和に入り、1927（昭和2）年、熊本県学務部社会課が発行した『新設せられし農村季節託児所』には、農繁期託児所の設置を推奨したことが記され、同年5月に定めた託児所設置要領により県の市町村長会や小学校、補習学校長会、補習学校主任教員会などに社会事業主事らが出向き設置を呼び掛けた結果、この年は20ヶ所が実現した。

### (2) 経営主体と運営団体及び実施場所

内務省社会局社会部が発行した『全国季節託児所概況』（1931年7月）によると、農繁期託児所の経営主体は、公営よりも私営のものが圧倒的に多く、私営の中では、個人経営より団体経営が多いことが報告されている。経営する団体としては、婦人団体や宗教団体、社会事業団体が挙げられており、愛国婦人会による農繁期託児所の開設や寺院による設置が早くから見られた。農繁期託児所の設置場所は寺院が多いが、それは、農繁期に子どもを預けるためには、自宅や畑の近くで託児を行うことこそ負担が少ないため寺院の立地が通園距離としては良かったこと、また、寺院にとっても近隣の人々のために託児所を開設することを寺院の社会的開放ととらえていたことから寺院による農村社会事業が推奨されていた。また、『社会事業』16巻7号（1932年）に掲載された「農村託児所の経験を語る」には、大正期に寺院に農繁期託児所を設置した際の体験談が含まれており、境内を託児所に利用していく際の工夫や託児の効果が紹介されている。一方、茨城県の愛国婦人会支部では、1924（大正13）年に農繁期託児所の設置が決定し、評議会にて予算案が決議、1925（大正14）年に愛国婦人会として最初の事例となる農繁期託児所が三ヶ所設置され、愛国婦人会本部の認可を得て同年5月に開設された。開設に至る背景には、貧困により子守り等のために就学できない子どもや就学中でも農繁期になればこれも子守りのためにやむを得ず欠席する子ども、又は、地方により子を背負って通学する者も少なくないため、学校教育に大きな障害を及ぼすことを憂いているという識者の意見が書かれており、当時の就学問題解決に結び付く子守児童の救済が目的であったことが分かる。婦人会の積極的な活動は大きな成果を生み、次年の1926（大正15）年には、15ヶ所へ設置数を増やすことになった。農繁期託児所の運営の実際であるが、託児所の開催場所は寺院が最も多く、続いて学校、町村の公会堂、神社、個人宅の順になっている。保育内容は常設託児所とあまり変わらないようであるが、組み分けを行わない託児所が多く存在し、保護者との会合の機会を設けている託児所は極めてまれであった。経費



は、経営者による自己負担や篤志家による寄付が多いが、府県や市町村による補助が増加する傾向にあるという報告もあり、保育料を徴収している託児所の場合は、金額は1銭から5銭程度、または、白米を持参する託児所が見られた。託児を行う保姆は、小学校教員が大半を占め、専門の保姆を有給で採用している施設は数ヶ所であり、多くが奉仕であった。農村では学校が農繁休業を設け、仕事が休みとなった女性教員が保姆として奉仕することが多く、教員以外では婦人会等の女性が手伝いに通っていたという。また、対象とする子どもの年齢は、3歳以上の施設が多く、乳児を扱う託児所は少ない状況である。学齢児童の子どもを受託する託児所も見られ、内務省社会局による調査報告は、中央社会事業協会による「季節保育所に関する調査」でも使用されており、昭和8年度の調査と比較、分析がなされている。1930年代前半は、世界恐慌による農村の疲弊や1932（昭和7）年の凶作にみまわれた東北地方の農村の救済をめぐり、農村救済請願運動や農山漁村経済更生運動が展開した時期であった。農林省訓令「農山漁村経済更生計画二関スル件」が発表され、農村の隣保共助の精神による農村経済の立て直しを基本姿勢としてその後の救農対策を位置づけた。保育事業研究委員会が設置され、1934（昭和9）年6月に『季節保育所施設標準』を発行、農繁期託児所開設の基礎資料として普及した。このように、戦前農村部における農繁期託児所の普及には道府県社会事業協会が中心となり、婦人会や寺院、学校等と協力しながら継続した運営がなされるように努めていたことが分かる。

## 2. 戦前における山口県の農村社会事業と山中六彦

杉山は、「戦前における農村社会事業の展開過程<sup>22)</sup>」において、1920年代には農民運動が活発化、1923年には山口県小作組合同盟会が結成、農民組合へ発展、農村の生活困難は放置できない問題として認識されていったことを示し、農村では農会が組織されていたが、社会事業協会が同様のことを実施していたことから、1920年代は、農村対策と社会事業とが未分化であり、農村と社会事業と

のつながりに関心が寄せられても具体的な社会事業の施策につながらず、社会事業と称して農村の生活習慣の改善や生産性向上が求められていたと述べている。ただ、1926年に第二回山口県社会事業大会では協会提出案として「農村に必要な社会的施設の普及助長を図るべき方途如何」が出され、姫井伊介が説明に立ち、農村に必要な社会事業として方面委員、人事相談、委託産婆、実費診療、託児所等を例示、第三回大会でも託児所の設置等の意見が出たことから、1920年代より農繁期託児所が広がっていくのは、県の奨励のもとで比較的早くから着実に広がりを見せていることが関係していると考察している。また、1920年代より農繁期託児所は引き続いて奨励されており、社会課の足立文男が、「農家経済保護の立場より農繁期託児所の設置を奨す」との論稿により農繁期託児所の経済的側面を強調していることを明らかにしており、1930年代は社会事業指定村を指定して県の担当者が直接村に出向いて働きかける方法がとられ、指定村については、社会課の担当者が全国誌の『社会事業』を通じて全国に紹介しているという記録があることを紹介している。さらに、山口県の場合は、当時の印刷物として『山口県社会時報』、さらに社会業書が毎年発行されていた<sup>23)</sup>こと、山口県社会事業大会もほぼ毎年開催されていたことなどを明らかにしており、社会事業普及の方策として社会事業雑誌と社会事業大会が事業普及のカギとなっていたことを示している。

次に、「山口県の保育及び社会福祉と山中六彦」の中で杉山は、戦前から戦後にかけて山口県の保育や児童福祉、そして社会福祉関連事業の中で大きな役割を果たした人物として山中六彦を紹介している。山中六彦は、明治41年山口県師範学校卒業、大正12年県立田部高等女学校初代校長、昭和17年まで校長を務めた後、戦後は同町教育長、昭和23年山口県中央児童相談所長、昭和50年4月には菊川名誉町民、県教育界に尽くすかたわら方言研究に取り組み随筆もよくしたとのことで、厳格な中にも温厚でやさしい人柄であったとのことである。記録では、幼稚園長、小学校長、商業学校長、山口短大にて教員を務め、郷土の自治行政や社会事業にも挺身し、著述・講演にも携わるなど

しており、教育者であり文化人であり社会事業家でもあったようである。杉山は、「山中は田部高等女学校時代、農繁期託児所を開設するとともに、保育のリーダーとして、県内外で著述や講演を通して活躍した。数々の役職についているが、保育や社会福祉に関するものも多い」と述べ、農繁期託児所のリーダー的存在・社会福祉の先駆者・教育者・社会事業家であったことから、山中の活動は山口県のみならず、草創期の社会福祉を考えるうえで示唆を与えるものと位置付けている。1924(大正13)年6月8日、山中は、田部高等女学校に農繁期託児所を開設、初期には育児に関する資料の展覧会や母親相談所を付設、託児所の名称は避けて児童愛護会とした。山中自身がまとめた年譜によると、大正12年に農繁期託児所を学校に設け、小学校教師が保姆役となり女生徒たちは助手として共に7日間託児所を開設した。田部高等女学校に農繁期託児所の設立・運営が始まり、その後、山口県では農繁期託児所を推奨し補助を出すようになった。同時に『山口県社会時報』でも盛んに推奨されていくことで県内に多数設置されていくが、その多くは寺院や婦人会によるものであり、小学校が会場となり教員が保姆として関わる場所が多い。当時の山口県では、学校が深く関与し生徒まで関わっているのは田部高等女学校の例のみであった。山中は、農繁期託児所を運営する一方、保育理論を語り、著述も行った。そして、普及のために講習会の講師として県内各地に出向き保育を語っていった。それは、1930年から1938年まで続き、県内の農村部をくまなく回っていたようである。そして、県外にも出向くこともあり、鳥根県、福岡県、大分県、また東京、名古屋、広島にてラジオによって農繁期託児所について放送をすることもあった。このように、山口県初期の農繁期託児所は山中六彦が中心となり、その運営

と保育に関する普及活動が積極的に行われてきたことが分かる。

### 3. 山口県における農繁期託児所普及のパンフレット

山口県は、他県に先駆けてパンフレットによる農繁期託児所の普及活動を開始した県であることは、先に述べた。実際の表紙には凡例が記されており、本書は理論を避けて専ら実施要綱の記述に留めたこと、本書はほとんど製本実費に近い定価であり広く発売すること、大正13年に農繁期託児所を実施し努力した小学校教員の方々やその実施意見の提供に対して感謝の意を表していること、本書の編纂は山口県社会課と社会事業協会嘱託の姫井伊介が担当したことが記されている。先に述べたが、姫井伊介は、1926年に第二回山口県社会事業大会では協会提出案として「農村に必要な社会的施設の普及助長を図るべき方途如何」を説明し、農繁期託児所の社会事業化の推進を進める人物である。さて、表1は、山口県社会事業協会が発行した農繁期託児所に関するパンフレットの目次である。

目次の通り簡単に解説を加えると、まず、刊行の辞では、山口県の実情に徹し、極めて実際的地方的な基準を示す資料として示すために企画されたこと、この社会事業が広く社会各方面の発展に寄与することを願っている。緒言では、農繁期託児所の経営は簡易で経費も少額であり効果は比較的大きいが、心ある人々の経営を切に推奨、託児所では、この事業は親の身の延長である児童に対する正しい愛護観念の扶植滋養にも大きな力であることが述べられている。また、農繁期託児所は、臨時的・短期的なものであり、農村的・部落的なもので、農家の最も忙しい時期に於いてその期間だけ保育事業を行うものであること、社会事業は

表1 山口県社会事業協会発行「社会叢書 第一輯 児童保護 農繁期託児所 目次」

目次
刊行の辞 (一) 緒言 (二) 託児所 (三) 農繁期託児所 (三) 経営者 (四) 開設準備 (五) 名簿 (五) 期間 (六) 場所 (六) 保姆及助手 (八) 受託児童 (九)
処遇 (九) 一、受託時間 二、往復保護 三、服装 四、食事 五、睡眠 六、傷病 七、行事
保育料 (十二) 設備及雑品 (十三) 経費 (十四) 記録 (十五) 実施概況 (十五) * ( ) は頁番号をさす

山口県社会事業協会「社会叢書 第一輯 農繁期託児所<sup>24)</sup>」より作成

大抵都市に限られたもので傾きがあるが農村振興施設の一助であり、経営者は、町村、部落、小学校、女子補習学校、女学校、教育会、処女会、報徳会、佛教園、各種教会、その他社会事業団体、教化機関等が経営主体または補助者となり、農会、農事組合、産業組合、青年団、少年団、篤志家、物的労作的何かの方法によって援助すべきとしている。続けて開設準備は、適当な機会に適当な方法で地方当局、区長、議員その他諸団体幹部、有志等事業に対する十分な理解と後援を求め、更に各家庭一般への周知徹底を図り事業従事者を得ることが大切であるとし、名簿は、部落名に〇〇農繁期保育園とでもしたらよい、としている。期間においては、開設期間は一週間から二週間、または、十日間、若しくは小学校の農繁期休業中等、地方の状況により適当に定めればよく、場所は、市、町、村内の適当な地方に設置するが、出来れば一部落に一ヶ所あればよいが、必ずしも限られたものではないとしている。具体的には、学校、神社、寺院、堂庵、公会堂、会館、部落集会場、公園、児童遊園地、適当な個人宅等である。さらに、保姆及助手では、幼稚園の保姆のような資格は要しないが、教養がありよく気の付く親切な婦人で本事業の性質を理解し進んで奉仕的に働こうとする者、小学校の女教員の中には適任者がいるけれども、農繁期休業が実施される所でなければできないため、保姆の人員が足りなければ助手を置く必要もあり、助手については、女学校生徒、補習学校女性や処女会員、小学校高学年女児等の中に適任者を見出すことができるとしている。受託人数は満3歳以上であれば保姆1人で20名の世話、助手を1人つければ30人まで、保姆は、期間中はなるべく交代しないことを示している。受託児童は、満3歳以上の未就学児童を預かるが、事情により低学年の小学児童を加えても良い、3歳以下の乳幼児でも子守を有しかつ哺乳に差し支えなければ受託できるとしている。この後も、目次に沿って詳細な指示が続いていくのであるが、後半の実際の保育に関する件については、当時の幼稚園の設備とほぼ変わらない。パンフレットには、いたるところに随筆が書き加えられていたことから、山中が直接パンフレット作成に関わっていた

と推測できる。このことから、幼稚園長の経験をもつ山中ならではの仕事であり、たとえ、短期間であっても農繁期託児所の運営やその保育に関する活動は、当時の幼稚園レベルの内容を採用、標準化を図りながら山口県内の農村部に普及に邁進したことが分かる。

#### 4. 山中六彦『保育事業と農繁託児所』の検討

山口県は、1925（大正14）年に『農繁期託児所』を発行するなど初期の頃から農繁期託児所の数が多い県であり、当初より小学校教員がその実施要綱の編纂に携わるなど積極的に農繁期託児所の普及に務めてきた経緯がある。山口県田部高等女学校で校長を務めていた山中六彦の経歴や業績については先に述べたとおりであり、当時、農繁期託児所についての執筆や講演を精力的に実施していた山中は、1934（昭和9）年、『保育事業と農繁託児所<sup>25)</sup>』を出版した。序において山中は、「幼稚園、託児所等の保育事業に従事せらるる教育家社会事業家、並に農村問題に多くの関心をもたる憂国の志士と共に、互いに語らう積りにてこの小著を企てた」と述べ、農繁期託児所が農村経済保護の施設であると共に農村児童保護機関であり農村隣保親善の施設であり、明日の農村を建設する根本となることを示した。また、「本書は十有餘年以来、余の公表せる著述、放送、講習、等の原稿を基とし、これを敷衍し整理したものであって、殊に後編の農繁託児所の実際的一篇にこそ、実に我国農村託児所の創業以来の苦心と体験の報告書であることを自白する。故に本書を農村憂国の志士及保育事業に従事せらるる同人に捧ぐ。」とも述べており、ここに、山中の農繁期託児所に対する期待と従事者への思い、そして、より多くの農村部への普及を願っていたことが窺える。以下の表2は、山中六彦著『保育事業と農繁託児所』の目次である。

目次を見る限り、かなりの量の著書であり、山中がいかにか博識で広い視野をもった教育者であったことが分かる。要所をとらえ簡単に解説を加えると、残された教育問題として保育事業の重要性を指摘、「保育事業は単に普通教育の準備という様



表2 山中六彦『保育事業と農繁託児所』の目次

第一編 緒論	<p>第一章 残された教育問題 第二章 保育事業の沿革 第一節 世界に於ける保育事業の発達 一 上古の幼児教育 二 中世及近世の保育事業 第二節 日本に於ける保育事業</p>
第二編 保育 本論	<p>第一章 幼児の心理 第一節 人の子の発達段階 第二節 幼児の心理 一 想像の世界 二 争闘本能 三 求知本能 第三節 大人は結果を喜び子供は過程を喜ぶ 第二章 保姆の信条 第一節 母の心もち 第二節 子供に同化する心もち 良寛と保育所 第三節 子供を拝む心 第四節 フレーベルの精神にかへれ 第五節 歌と遊戯の趣味 第六節 子供の個性を知ること 第七節 示範 第三章 田舎の子供と都市の子供 第四章 幼児の躰方 第一節 子供の躰方標準 第二節 躰方細案 第三節 特異性の子供の取扱 一 泣く児 二 すねる児 第五章 保育法各論 第一節 遊戯 一 運動具及玩具利用のもの 二 生活化した自由遊戯 三 砂遊び 四 水遊び 五 競技 六 童話劇 第二節 唱歌 一 自然の童謡 二 歌曲の抜粋 第三節 手技 一 折紙及切り方貼り方、桃太郎、飛行機 二 豆細工 三 書き方、塗り方 四 粘土細工 五 フレーベルの恩物 六 モンテッソーリ遊具 第四節 談話の注意十二ヶ条 第五節 紙芝居 第六節 観察 第七節 乳児の保育 一 出生保護及生育保護 二 人口栄養の注意 三 乳児の保育法 第六章 養護 第一節 疾病及衛生設備 子供心得十五ヶ条 第二節 清潔衛生の行事 第三節 救急法 第四節 幼児の健康増進 第七章 設備 第一節 幼稚園令施行規則 位置及園舎 第二節 運動具類及砂場 第三節 其他の器具玩具 室内装飾 花壇及動物飼育 池</p>
第三編 農繁 託児所 の 実 際	<p>第一章 総論 第一節 我国に於ける農繁託児所の沿革 第二節 農村問題としての託児所 農村社会問題 農村悲劇題 農村経済の保護事業 第三節 農繁託児所の使命 三つの目的 第二章 計画 第一節 経営者 第二節 経営者の信条 第三節 会場選定 第四節 趣旨の徹底 第五節 職員及村内機関との連携 第六節 子供の年齢と入所条件 第七節 期日及び期間 第三章 設備 第一節 運動具及楽器 第二節 玩具及教具 第三節 装飾 第四節 食器及寝具 第五節 衛生器具、薬品、掃除具 第六節 炊事場、洗面所、手洗器 第七節 便所の工夫 第八節 乳児用具 第四章 保育 第一節 保姆の信条 一 母となった心 二 子供へ奉仕する心 三 田舎の子供の特質を生かす 第二節 朝の行事 第三節 遊戯及唱歌 第四節 手技と談話 第五節 おやつ献立 第六節 散歩と観察 第七節 昼食 第八節 人員点呼と履物整頓 第九節 泣く児の取扱及睡眠 第十節 傷害及救急 第十一節 鼓笛及安全第一 第十二節 保育時間割 第十三節 日誌及記録 第五章 経費 第一節 予算及寄付問題 第二節 保育料徴集可否 第六章 余論 第一節 家庭及社会に及ぼす影響 第二節 漁村託児所及び其の其他の臨時託児所の提唱 附録 第一 児童を詣へる文学 和歌、俳句、川柳、標語 第二 童謡及び唱歌集</p>

山中六彦『保育事業と農繁託児所<sup>25)</sup>』1-11頁より作成

な、軽い意味ではなくて、教育完成のための一段落であり、善良な素質の基礎を作る、人間完成の重要な教育手段であり、健康な子供、純粋な幼児を作ることによって、多忙階級子弟の幸福を増進する施設であり、より健全なる社会を招来するところの企画であることに留意するとき、誰人も此の事業の重大性に内省するであろう」と述べた。山中は、大正3～4年ごろに田植え時の子どもを集めてささやかな託児事業をしていた経験から、大正8年の春に徳山町で開かれた連合教育会総会の席上において山中自身がこの事業の提唱を試み、題して「児童保護の最低標準」といった意味で特に農繁期の児童をいかに救済すべきかを力説し、教育諸家のため多大の闘心を促し、大正12年に創立した、山口県田部高等女学校校長の名を受けてからも、任地が農村の関係上特に農村児童保護のため、翌13年には相当大規模でほとんど理想風の

託児所を開設したと述べている。これは、類例ない施設の為新聞紙上にて異常な反響を呼び、各県の社会課、県農会から照会が殺到し報告書を印刷に付した次第であると説明を続ける。そして、農村の保健状態の悪さや娯楽機関、医療機関、教育機関、教化機関の乏しさを指摘、農村の悲劇として、農繁期に田園で働く親を探して野犬に噛まれて幼児が亡くなったり溝河に落ちて溺死したり、不衛生不愉快な1日を室内に縛られたり、家業の忙しさのために叱り飛ばされたり、子守りの背で日射病にかかったり、雨に濡れて感冒に冒されたり、思わぬケガをしたり不慮の自殺をしたり果物で胃腸を害したりなどする子どもを保護するために出現したのが農繁期託児所であるとしている。多くの幼児を預かり保護することで親の労働能率が上がり、親が安心して外に働くことが出来る心の平安があるため、農村産業組合も相当の助力を

表3 「山口県内の農繁期託児所の一日」

時刻	行事	時間	備考
午前6時	登所		児童愛護マーク等をつける 保母も助手も使用する
至8時	自由遊び		出席記入、個性を調べる
自8時	人員点呼	30分	
8時半	朝の挨拶	10分	拝礼、互の挨拶 保母よりの注意
9時	唱歌	30分	
9時半	遊戯(雨天ノ日ハ手技)	30分	
10時	おやつ	30分	準備を整えること、 子供は手を洗うこと
10時半	自由遊戯(散歩競争)	1時間	散歩の時は2時間になる
11時半	昼食	30分	手洗
至2時	午睡・自由遊び	2時間	睡眠、健康調査 爪
自2時	手技	30分	折紙、積木
自2時半	遊戯	30分	
3時	おやつ	30分	手洗
3時半	お話	20分	年長組と年少組に別け 一部は外で遊ばす
4時	自由遊戯(入浴)	1時間	入浴の設備あらば入浴
5時	唱歌	30分	
5時半	小弁当	30分	お握り1個宛配布
6時	閉所前挨拶		身支度を整えあと片付もすまし お話を聞いて静に別れる
	解散		

山中六彦『保育事業と農繁託児所<sup>25)</sup>』158-159頁より作成



表4 「山口県内の農繁期託児所における日誌例」

<p><b>日誌例</b>          六月十五日（第一日）曇          勤務、保姆 石田、中村、 助手 藤村、山田          出席 男児二十二名 女児二十五名 計四十七名          第一日が幸にお天気で景気がよい。保姆も助手も早くから詰めかけた。前日で大体の準備は整うて居たが、今朝外庭に高く万国旗と鯉のぼりをあげた。午前六時早くも二三人の幼児が嬉しそうに、然しなんだかきまり悪げに門に立った。愛想よく読んで小籠を一本宛与えて天幕の下で遊ぶ。七時頃には既に三十余人に達した。朝風涼しく五月晴れの空に鯉のぼりのうなるのが、よほど子供の気に入ったものらしく、仰いでは指し、眺めては喜ぶ。ブランコは手製のものを樹下に吊した。高い低いで凡て六個、スベリ台二個、何れも満員。満員、忙しいこと。          受付も忙しい。氏名と年齢を尋ねるだけでも中々骨が折れる。総員四十名にそれぞれ、児童愛護マーク（託児マーク）を与え左の胸のエプロンに併用せしめる。助手は也と意図で縫い付ける。保姆も助手も皆嬉しそうに左の胸に併用する。これで先生も少しは子供らしくなれた様な気がする。          然しほんとに子供らしくなりきることは容易でなく、すぐ見識が出たり、いわゆる威厳がチラチラあらわれる。毎年のことながらどうもうまく行かない。今年は人数も多く子供の氏名を早く記憶するのが容易でないから、小さい布に氏名を記しエプロンの方に着ける。保姆としては早く子供の名を覚えることが大切。名を忘れた際は、知らぬ振りですと子供の名を見て戻り、「……さん」と呼ぶと、子供はびっくりして先生が自分の名を知っていることを嬉しく思う。遅れて来た子供がマーク（子供は勲章と呼ぶ）の請求に来るのも可愛い。こちらで気をつけんと、請求するほどの元気がない子供は、もうシクシク泣く子がある。齋藤ハナ子が泣いてやめぬ、すかしてもだめ、あやしてもだめ、早く始末をつけぬと他の子供までもらい泣きをしそう、変な顔をして居る。早速助手は例の「負んぶ」をして向うの方へ行った。          第一日であるが昨年来た子が年長組に居るので、もう慣れて活発にはね回る。もう大体の行事も知って居るから一寸便利なこともある。保姆や助手は小まめに巡回する。大江三郎君が乱暴して他の子供をいじめて居た。八時から人員点呼をする。先ず笛を鳴らして樹の下の涼しい所で男女別に整列する。年長組を先頭に静々と保育室に向う。行進も元氣、オルガンによく合う。昇降口で履物の泥棒を防ぐために右を男子、左を女子と区別する。          岡田文子さん……返答ナイ時ハ（文子さん、文ちゃん）          加藤岩雄さん……（岩雄さん、岩ちゃん）          静に安座して体拝する          暫く黙座一分間、保姆は小さい声で除ろに話す。          ○よい日本人は手がきれい、皆さん手を出してごらん          ○よい日本人はいつも「ハイ」と返答する、皆さん一緒に……          蓄音機をかけて童話などを聞く、子供は多く楽隊ものを喜ぶ。          唱歌は先ず昨年稽古したものをうたう          ホー、ホー、ホタルコイ 次に オ星サマ ギンギンギラギラ          九時半から外で自由遊び。          集まって手を洗う、助手は例の洗濯用広口バケツに冷たい水を湛えて、二個列べて居る。右を男子、左を女子。静に洗うことを命じたがそれでも仲々混雑する。これは手洗がすめばおやつを貰えることを知って押し合うのである。保育室に入ってみると、これはしたり円陣をした座机には五十の茶碗にお汁粉がちゃんと列べてある、それぞれ着座する。先生も助手も一同着座、みんなお行儀よく列ぶ。「戴きます」と軽いお礼と共に、小さい掌に大きな茶碗を抱え、中のお団子を探しては喜ぶ。嬉しそうな顔、可愛い姿。おやつがすむと、お行儀よく待って居る。先生も箸を置いて「御馳走さま」の御挨拶をして外で自由遊戯。          十二時となった、一同手洗、円陣を作って着席、座机の上には美味しそうなお弁当が列べてある。今日の献立は豆粉むすびに馬鈴薯煮しめとお茶。三歳の子供も七歳の子供も凡ておむすびに二個宛配っておく、年長者へは後ほど更に一個、二個、三個と補給する。最初着座の時は平等二個宛にして置くことが大切。たとえ年少の子でも他人よりも自分のおむすびが少ないときつと機嫌が悪い。午睡の時間午睡の時間であるが寝ない子もある、既にすやすやと夢路に入った子もある。爪を切るとか容儀を正してやるとか、或は診断するなど、静に他の子供の妨げにならぬよう、およそ二時頃までは自由時間。          二時から保育室で手技をする。今日は色紙で折紙のお稽古。二時半から新しい遊戯を教える、先ず昨年のお稽古のおさらいから始める。ギンギンギラギラの表現遊戯。今日は新しい遊戯として舌切雀の歌と遊戯をする。子供はよく覚える。午後のおやつは飴玉二個宛、例によって手を洗うこと其他午前の通り、飴玉はあまり年少者は喉へかけるよう他の菓子を代えて与える。          三時半からお話をする。紙芝居の舌切雀をして見せる。あまり熱心に見るので、こちらが怖しい気がする。終わって子どもら大喜。自由遊びをする。五時には唱歌のお稽古、誤字藩お握飯一個宛を配布する。六時閉所前の挨拶は、静に安座し跡始末もつけて、先生と対座し今日の折り紙をお土産にして解散。各部落別にそれぞれ助手などが連れて帰る。婦人会の人で連れ帰って現れる人もあった。子供も元氣よく門を出る、保姆も見送る。さようなら！          寄贈品 某氏より甘藷一籠 白菜三把          来観者 村内〇〇託児所保姆〇〇婦人他三名 農会幹部 婦人会幹部五人          来訪応援 監師〇〇氏 村の小学校〇〇先生          傷害病人 怪我人病人なし          乳児の保育 本年は乳児三人、幸何れも子守の附添ありて殆ど面倒なし。授乳は子守によって母親の所へ往復せり。          明日の準備 ブランコの修理 外庭撒水用具 身体検査用具と標準表（子供配布）の印刷</p>
---

山中六彦『保育事業と農繁託児所<sup>25)</sup>』160-167頁より作成

して、農村福利の増進を企画することを挙げ、農村経済保護の事業、農繁託児所の使命として、1. 農村児童保護、2. 農村経済保護、3. 農村隣保事業の三点が挙げられた。山中は、「農繁期託児所の使命は、社会の欠陥を社会共同の責任と考え、人を救護するのではなく自らの責任を反省し、愛の手を伸ばす共存同栄の相互扶助の関係とみる」と述べている。そして、この思想を根本として農繁期託児所をみると、その使命は明瞭になり、経営の実際として、第1に農村児童保護、第2に農村経済保護、第3に農村隣保事業、この3つを使命とすることを掲げた。

表3は、山口県内の農繁期託児所における保育の一日であり、当時の託児の流れが時間軸を基本に示されている。農繁期託児所は、臨時的・短期的なものであり、農村的・部落的なものであるけれども、保育の中に、礼儀、遊戯、唱歌、手技も設定されており、農村振興施設の一助であると同時に、子どもたちのための豊かな遊びが計画されていることが分かる内容である。

表4は、同様に県内の農繁期託児所における保育の実際を詳細に記した日誌例である。日誌例には、ある日の保育の記録、寄贈品、来観者、来訪応援、傷害病人、乳児の保育、明日の準備が示されており、農繁期託児所が実際にどのような流れで保育を展開したのかが詳細に分かる内容に収めている。また、日誌及記録の方法についての留意事項として、日誌はなるべく詳細に記帳し大切にすべきであり、その当時は心にとめない些細なことでも案外後々の有力な参考となるものであるから、折にふれて経験したことや突発事件、所感等を漏らさず記入することが示されている。また、記録の主なもの、出勤簿・保育日誌・事務日誌・献立表(昼食及び間食)・会計簿・乳児保育日誌となっており、形式は複雑である必要がないと添えられている。このように、山中は子どもを保護するだけではなく、子どもを愛護し、健康を増進し安全に過ごせる環境を整え、子どもにとって楽しい経験と時間が過ごせることが標準となるように留意していたことが分かる。

## おわりに

本研究は、大正末期から昭和初期における山口県内の農繁期託児所の奨励と普及活動の実際について、山口県社会事業協会発行のパンフレットや山中六彦の業績・著書を検討することにより明らかにすることを目的とした。結果として、農繁期託児所の奨励・普及活動は、1920年代より山口県社会課及び山口県社会事業協会からの奨励がなされていたこと、『山口県社会時報』『社会業書』の発行、「山口県社会事業大会」開催が社会事業普及の方策とされていたことが分かった。また、パンフレットの活用に留まらず、幼稚園長の経験を持ち、田部高等女学校校長であった山中六彦が、実際に学校で継続的に実施・運営した農繁期託児所をモデルとして保育論を説き、著述や県内各地への講習会、さらには他県へ出向きその普及に邁進した結果、山口県内で農繁期託児所が着実に増加し継続して実施されていったことが分かった。山中は、大正8年の山口県春徳山町で開かれた連合教育会総会の席上において農繁期託児所事業の提唱を試み、「児童保護の最低標準」といった意味で特に農繁期の児童をいかに救済すべきかを力説し、教育諸家のため多大の関心を促したという。そして、大正12年に山口県田部高等女学校校長の名を受けてからも、任地が農村の関係上、特に農村児童保護のため翌13年には相当大規模でほとんど理想風の託児所を開設したとしている。これが山中にとって理想を実現する機会となり、従来の家庭的託児所がはじめて組織的な児童保護機関として生まれたことになり、「類例ない施設」として新聞紙上にて異常な反響を呼び、各県の社会課、県農会から照会が殺到し報告書を印刷に付す結果となった。以上のことから、山中六彦は、高い教養をもつ知識人であり、確かな教育思想を基盤とした教育者であり、農村の現状を鑑みながら日本の幼児教育や託児所の役割や子どもたちの将来を真剣に考えていた識者であった。そして、児童保護の最低標準を掲げつつ児童愛護の啓蒙をはかり、農繁期託児所の実際の流れや保育日誌例を詳しく掲載することで、運営や施設、そして保育の内容の質を一定に保つことも目指したと言える。「保育事業は単に普通教育の準備という様な、軽い意味で

はなくて、教育完成のための一段落であり、善良な素質の基礎を作る、人間完成の重要な教育手段であり、健康な子供、純粋な幼児をすることによって、多忙階級子弟の幸福を増進する施設であり、より健全なる社会を招来するところの企画であることに留意するとき、誰も此の事業の重大性に内省するであろう」という言葉は、現代にも通じる。

## 註

- 1) 浅野俊和「戦時下保育運動における農繁期託児所研究—「保育問題研究会」を中心に—」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』第8号、2007年。戦時体制下における「保育問題研究会」の農繁期託児所問題研究(1938年～1940年)の当時の記録をたどりながらその取り組みを整理し、その歴史的特異として①戦意高揚を目的とする精神主義的な農繁期託児所論が数多く出され、上からによる子ども・農民不在の事業が大勢を占める時代状況にあって、農繁期託児所の「経営法」や「保育法」を問題としてとらえ、生産力増強を目指す一時的な「託児所」ではなく、子どもや母親を保護・教育する常設の「保育所」としてのあり方について一貫して主張した点②農繁期託児所の経営方法については、農民自身による「共同保育」という形態へ着目し、その意義を積極的に論じていたという点③農繁期託児所で必要な保育内容や保育方法を明らかにする一方、それを実践すべき保姆のあり方にも踏み込む主張がなされていた点の3点を仮説的に指摘した。
- 2) 西垣美穂子「農村社会事業論が捉える農村における児童保護・児童社会事業の意義と課題—農村児童問題への対応を中心に—」『佛教大学大学院紀要』第37号、2009年。現在の社会福祉の前身である社会事業における農村特有の社会事業である農村社会事業に焦点を当て、農村児童問題を対象とした実践・研究を中心に戦時政策と農村社会事業運動・理論の関係性の中で生み出された政策や運動がいかに農村の児童問題と密接に絡んでいたのかを考察している。結果として、農村児童への支援は農村乳幼児とその母性の保護のために必要であったこと、一方で、農村社会事業は歴史的に戦時国家政策と深く結びつきながら展開してきた側面も合わせ持ってきたと述べている。
- 3) 杉田菜穂「1930年代における〈農村〉社会政策の一断面：農繁期託児所をめぐる」『季刊経済研究』第35巻第3、4号、2013年。1920年代から1930年代における農繁期託児所の形成、普及の経緯を明らかにするとともに、それを児童教育と児童保護、社会政策と社会事業の関係性をめぐる問いの中で把握したと述べ、結果として農繁期託児所の形成、普及という実践史における出来事は、託児所の性格規定に影響を与えることで幼稚園と託児所の境界設定を導き出すことになったこと、農繁期託児所の普及と並行する形で学説史に生じた社会事業を区別する動きを否定するとしている。また、文中に度々山中六彦著『保育事業と農繁託児所』の統計部分を引用している。
- 4) 石坂公俊「戦前における農繁期託児所に関する研究—『児童問題研究からの一考察』—」『比較文化研究』第123号、2016年。『児童問題研究』創刊号から第3巻までの内容を検討し、1934(昭和9)年に発行された第2巻第5号において農繁期託児所の特集が組まれている点に着目、農村部における保育に欠ける子どもの存在・劣悪な母子衛生及び子育て事情・農繁期の子どもの水難事故に関する記事から、保育ニーズの創出(保育要求)に対して農繁期託児所が重要な役割を果たしていたことを明らかにしている。
- 5) 杉田菜穂・大城亜水「戦前日本における託児事業論の形成と展開—海野幸徳を中心に—」『大阪市立大学経済学会経済学雑誌』第118巻第1号、2017年。海野幸徳(佛教大学教授、後に龍谷大学教授、京都府嘱託)の託児事業をめぐる論議に注目した研究である。また、文中の「3. 1930年代における農繁期託児所の普及」において、海野が託児論を展開した『児童保護問題』(1924年)と『社会事業経営指針 社会事業現業家・社会事業吏員・社会



事業家・社会事業委員実務手引』（1930年）を隔てる6年間に生じたのが、農村部への託児所の普及という政策課題であることが示されている。その際、山中六彦『保育事業と農繁託児所』の統計を引用し、農繁期託児所は1920年代終わりから急激に普及したと述べている。

- 6) 国枝幸子「倉橋惣三と児童保護についての一考察—農繁託児所を中心として—」『聖園学園短期大学研究紀要』第30号、2000年。
- 7) 愛国婦人会茨城支部『愛国婦人会茨城支部事業概要大正14年』国立国会図書館所蔵、1925年。
- 8) 愛国婦人会茨城支部『愛国婦人会茨城支部施設事業概要大正15年』国立国会図書館所蔵、1926年。
- 9) 浜野兼一「大正期における愛国婦人会茨城支部の農村託児所事業の展開と保育の内容に関する史的考察」『淑徳大学短期大学部研究紀要』第59号、2019年。
- 10) 森本利夫「大阪における本願寺派の農繁期託児所研究—大阪府豊能郡萱野農繁期託児所を中心として—」『日本仏教教育学研究』第27号、2019年。
- 11) 森本利夫「近畿地方の寺院と農繁期託児所の歴史的展開過程—戦前までの各宗派における農村での保育事業活動考—」『小田原短期大学研究紀要』第51号、2021年。明治期の豪農、筧雄平（1842-1916）が鳥取県気高郡美浦村（現鳥取市）に浄土宗願行寺の尼庵を改修して創設した「下味野子供預り所」が農繁期託児所の始まり（起源としているものの開設時期や経緯の差、臨時ではなく常設託児所とするなど諸説みられる）であり、大正期に入って少しずつ増えていくが開設時期が不明な託児所もあると述べている。次いで、開設時期が古いものとしては、1916（大正5）年に三重県神前村（現四日市市）の「洗心保育園」が農繁期の託児に従事、同年に真宗本願寺派法専坊に「法専坊託児所」、1920（大正9）年には、愛知県豊郷村に三ッ池崇徳財団による「崇徳託児所」、1921（大正10）年には犬上郡河瀬村（現彦根市）に真宗大谷派普賢寺の藩

池一義による「河瀬善隣館託児所」が設置されていることを明らかにしている。

- 12) 松田澄子「山形県における農繁託児所の成立過程について—子守学校から農繁託児所へ—」『山形県立米沢女子短期大学紀要』第32号、1997年。
- 13) 松田澄子『子守学級から農繁託児所へ—村山・置賜地区編—』みちのく書房、2003年。
- 14) 松田澄子『子守学級から農繁託児所へ—最上・庄内地区編—』みちのく書房、2008年。
- 15) 森尾晴香「昭和戦前期におけるムラの子育て—群馬県北橋村大字下南室「農繁託児所」を事例として—」『農村生活研究』第46巻第3号（通号117）、2002年。昭和戦前期の子育てを家や学校ではなく地域の視角から検討するために、近世以来の村落であるムラ（大字）に着目し、ムラにおける子育ての取り組みについて具体的に明らかにすることを目的とした。結果として、昭和戦前期の子育ての担い手は母親だけではなくムラを範疇とした多様な地域住民・社会組織であったこと、緊急に短期間設置された農繁期託児所は、日頃の暮らしによって培われた村の社会関係という基盤があってこそ成立した事業であったことを挙げ、新たに託児所を建設するのではなく、普段からムラの地域住民の集会所である神社を活用してムラでは対応できない器材や人材の供給は行政に依頼、農繁期託児所は、日常の暮らしによって培われたムラの主体性と相互扶助が最も集約された子育て事業であることを明らかにした。
- 16) 平田宗史「福岡県幼児保育史研究（IV）—昭和初期の保育所と保育者養成—」『九州女子大学、九州女子大学短期大学紀要』第42巻1号、2005年。福岡県の昭和前期の幼児教育史の特徴として、常設保育所（託児所）の急増、常設保育所（託児所）の中では鉱山会社が経営するものが多いこと、農繁期託児所が多く設置されたこと、戦時下になると各部落に一つの託児所が設置されたこと、1943（昭和18）年6月に福岡県保育婦養成所設置（入学定員50名・修業年限6ヶ月・教科目の中で保育実

- 習を重視したことを明らかにしている。
- 17) 山梨あや「1930年代長野県下伊那地方における農繁託児所の運営 学校・家庭・地域社会の連絡・協力関係に注目して」『社会教育研究ジャーナル』第9号、2015年。
  - 18) 落合のり子「島根県の戦時下における農繁期共同炊事・共同託児所と保健婦活動」『島根県立大学出雲キャンパス紀要』第13号、2018年。
  - 19) 米村佳樹「昭和前期の徳島県における農繁期託児所の発達 その設置と県による奨励」『四国大学学際融合研究所年報』第1号、2021年。
  - 20) 石原剛志、大石茜編者『戦前日本の社会事業・社会福祉資料第2期 児童の生活状態 浮浪・家出・自殺／私生児 農繁期託児・障害児・障害児施設(上)』第5巻、柏書房、2018年、5～16頁。
  - 21) 杉山博昭「山口県の保育及び社会福祉と山中六彦」『草の根福祉』第30号、1999年。
  - 22) 杉山博昭「戦前における農村社会事業の展開過程」『純心人文研究』第7号、2001年。
  - 23) 杉山博昭「山口県における社会事業普及の方策—社会事業雑誌と社会事業大会—」『草の根福祉』第28号、1997年。
  - 24) 前掲20) に同じ。
  - 25) 山中六彦『保育事業と農繁託児所』日本評論社、1934年。